

議案第28号

南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年5月27日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員期末手当の改定状況を踏まえ、改正する必要があるため提案する。

南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「「100分の130」」を「「100分の122.5」」に、「「100分の72.5」」を「「100分の67.5」」に、「「100分の110」」を「「100分の102.5」」に、「「100分の62.5」」を「「100分の57.5」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。